平成２５年（フ）第１号
長野県塩尻市大門泉町５―11、住民票上の住所長野県塩尻市大字宗賀879番地19
債務者　岩田　和義
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８３号
埼玉県熊谷市上之835番地１
債務者　星野　富治
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３８３号
名古屋市南区城下町２丁目16番地の１　ベルベットポー201号
債務者　古川　敏正
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森戸　尉之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８号
石川県野々市市住吉町12番32号
債務者　糀　　正文
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　悠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９３号
愛知県岡崎市上地２丁目34番地１　サンシティ上地ガーデン302
債務者　ＳＧグループスズキこと　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都築　真琴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
札幌市西区山の手１条３丁目５番24号　遠友亭101号
債務者　星見　綾子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
秋田市金足浦山字岩崎115番地
債務者　藤原　美鶴
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６１号
札幌市白石区本郷通９丁目南３番14号　アピアビル第４―502号
債務者　佐藤　由美（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９号
札幌市西区宮の沢２条１丁目１番43号　ハーモニー宮丘105号、住民票上の住所北海道伊達市末永町91番地４
債務者　金子　健二
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９０号
札幌市北区麻生町６丁目12番22号　カレッジタウン203号
債務者　加藤　博幸
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５９号
札幌市南区澄川２条５丁目２番３―302号
債務者　大島　政和
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８９号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目１番９号　Ｔハイツ Ｂ―105号
債務者　山口　　公
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１９号
札幌市中央区北３条西28丁目１番16―201号
債務者　伊東　崇華
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３６号
札幌市東区北22条東２丁目３番５―203号
債務者　村上　　輔
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４３号
札幌市中央区南10条西１丁目１番52―401号
債務者　清水　一哉
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７２号
北海道江別市野幌東町37番地の１　沖田アパート103号
債務者　西山　辰洋
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
岩手県二戸郡一戸町一戸字越田橋１番地
債務者　猪股　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
盛岡地方裁判所二戸支部